

カム
発行：NPO法人 翔夢

2006年 3月25日発行

カ ム ニ テ イ ー 翔 夢 N i t y



大阪市平野区平野南3-8-16
ドリームネット内

(06) 6702-9819

NO. 5

<http://www.npo-cam.org/>
e-mail: nandemosoudan@npo-cam.org

発行責任者：西脇朗夫

障害者の自立を考える

Part. 1

「脱施設論」から始まった障害者自立支援法ですが、厚生労働省の「自立」の考え方はどうやら税金の世話にならない障害者像を思い浮かべているらしく、障害が重度であればあるほど、生きていくのに困難な状況になりそうです。三月十五日の国会答弁を聞いていても、障害者自立支援法もやり取りは企業就労に重きを置き、企業の社会的責任はそっちのけ、障害者を雇用することは慈善事業のような答弁が続くまた、雇用する側の企業を守ることを考え、障害者の雇用のあり

方」論議は全くされないやり取り、これまでの授産所を批判し、福祉にお金をかけない徹底ぶり。聞いていられない状況でした。そんな中でNPO法人「翔夢」として障害者の自立をどう考えるのかまとめていかなければ、今後事業のあり方も矛盾に満ちたものになりつつあり、障害者の自立をテーマに自立の基本理念を構築していきたいと考えています。しかし実際このテーマで多くの方が論じ、語っています。全体の統一の見解はまだ見出せていません。政府は政府の立場で自立を語

り、障害者は自らの立場で語るわけですから、各事業所は各々の立場を明確にし、当事者にその方向性を選んでもらうのが現在の障害者福祉のあり方だと考えます。しかしいざ「翔夢」として「自立論」を作り上げるとしても、すべての障害者に適したものを作ることが困難だろうし、障害者個人の考え方に即したものを作らないといけないし、現実的にはいろんな困難があるだろうと思えます。私たちは自身もこのテーマは今後の障害者が生きていく上での永遠のテーマとして位置づけなければいけない課題だと思っていますし、社会状況の変移や科学の進歩も

この考え方を大きく変えていく原動力になりません。例えば江戸時代と現在を比べても障害者の権利やあり方は全く違うもので「自立」の考え方も時代の流れに対応させるべきものです。また、少数の意見ではなく、多くの意見、多くのケースを元に検証し、作り上げていくものなので、これから記する物がすべてと考えるわけではなく、多くの人たちから意見をもらうたたき台として論じていきたいと思います。

事例一（架空の事例）
Aさん
全身性障害 身障手帳一級

一人暮らしで年金暮らし。遺産があるため生活保護は受けられず、月十五万ほどを使って生活しています。身の回りのことはヘルパーを使ってもらい、コンビニ等には電動車いすを使い、一人で買い物に行けます。

この方の場合、四月からヘルパー代が応益負担になるため最高二万四千六百円に月の負担が増えます。補装具もいったんは全額負担のためお金は残そうと考え、ヘルパーの利用のすべてを停止しました。

四月当時は、洗濯もコ

インランドリーを使い、食事も外食や弁当で何とかやっていました。洗濯一つするにも五時間以上かかり、食事、ごみ出し、入浴、など一日フルに動いても充分なことができなくなり、障害のため無理をすると身体の緊張がきつくなり、だんだんと生活水準のレベルが落ちていき、三カ月後にはごみ屋敷の中に入浴もできず、ドロドロになったAさんの姿があった。

その状況のAさんに対してどのように対応していくかがケアマネージャー（障害者自立支援法の場合、事業所ごとにケアマネを置き対応するようになる）の仕事ですがここまで事業として進めて

いくか？が問題になります。Aさんに対して対応するのがヘルパー事業所だと利益のため利用限度まで利用させる方向に仕向けていく可能性が、そのことに疑心暗鬼になり、必要なヘルパー利用まで断ることが考えられます。Aさんも後者の思いが強く、現状を無視しヘルパー利用を拒む傾向が強く、受け入れられず、状況がますます悪化していきます。

ケアマネが第三者機関でも、これまでの生き方自身を否定しないように対応しなければならず、個人の考え方を尊重しつつ、ヘルパー利用を進めていく対応をしました。が、Aさんはそれでもへ

『自立支援法を学び
共に対策を考える集い』の報告

ルパーを受け入れず頑なに一人暮らしを主張、話が平行線をたどりませす。実際にこのケースは架空ですが、生きていく上での選択であまりにも非現実の方向を選ばれるケースは多くあります。個人を尊重するのか、現実を取るのか、

先日行なわれた『自立支援法を学び共に対策を考える集い』の様子を報告いたします。当日は前もって役割分担をしていましたので、みんな



がそれぞれに動く事ができ、準備も順調に進みました。「どれくらい来てくれ

無理やり事業所の考えを押し付ける方法もあまりうまくいきませす。ではどうしていきか？が事業所の理念としてあべきものだと思います。次回は「翔夢」としてのあり方を論じていきたいと思ひます。

参加人数は少し少ないような気はしますが、内容は濃い話を聞けたように参加した人からは「何度か講習会行ったけど、いままでで一番聞いていて制度の事も良くわかった。これからのことをしっかり考えていかなあかんあ」と言う声

一人また一人と聞きに来てくれました。終了時全部で十五人！ドリーム以外ではヘルパーを含めて八人も参加してくれました。



が聞けました。初めての企画という事で何かと分からない事だらけでした。ひとまずは成功。今回の経験はしっかりと教訓になったので、次につなげていけるようにみんなで頑張っていきたいと思ひています。今回、ご参加頂きました皆様ありがとうございました。

学習会のお知らせ

障害者自立支援法は、従来あった国の責任を放棄して、措置制度を破棄し、「選べる福祉」とし

てスタートを切ります。しかし現実には施設単価の大幅切捨て、事業項目ごと単価設定、障害区分や障害種別で利用できる施設が限定されます。ま

あらたな情勢の下での地域運動のあり方を考える

- 1, 自立支援法の実施で起きる新たな課題
- 2, 過大な利用者負担で予想される障害者・家族の変化
- 3, 作業所など事業所運営の課題にどう対応するか?
- 4, 暮らしを支える地域の運動をどう組み立てるか?

日時 2006年3月31日(金)
 午前10:30~午後12:30まで

場所 コミュニティー・プラザ平野2F会議室4

講師 中内 福成氏
 社会福祉法人 コスモス 理事長

主催 大阪障害児(者)を守る会
 特定非営利活動法人 翔夢

た単価報酬に見合わない利用者は切り捨てられていく可能性ががあります。例えば、火の扱いが充分にできない知的障害者(区分程度では軽度)の方がおられたとして、一人暮らしを進める場合、夜の対応をどうするかを考えると二十四時間対応はできず、万が一事故になれば大問題になるようなケースでは事業所は、このケースに対して対応しきれず、拒否する可能性ががあります。ですから国の責任と費用を減少すれば制度を利用できない障害者が多数出てくる可能性があります。

会費・募金振込先

郵便振替
 □座番号
 00980-8-317336
 □座名称
 特定非営利活動法人 翔夢

三菱東京UFJ銀行 平野南口支店
 普通 4636394

業所の取り組む事業が優先されていくことが明らかで、障害者に合わせた福祉制度づくりが制度に合わせた障害者作りに変わってまいります。そうさせないために、障害者を主役の福祉制度にするために、当事者、親、職員の学習会をすることになりました。忙しい時期ですがぜひ皆さんご参加ください。